答申行政第１２５号

答　　申

第１　審査会の結論

岡山県知事（以下「実施機関」という。）が、令和７年３月２４日付け、鳥獣対第２０２号で行った公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第２　審査請求に至る経緯

１　審査請求人は、令和７年３月１３日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成８年岡山県条例第３号。以下「条例」という。）第５条の規定により、実施機関に対して、令和６年度狩猟免許試験の問題と正答が記載されている文書の開示請求（以下、「本件開示請求」という。）を行った。

２　実施機関は、上記１の本件開示請求に係る公文書として、令和６年度狩猟免許試験の問題と正答が記載されている文書（以下「本件対象公文書」という。）と特定した上で、請求のあった公文書の一部を非開示とする決定を行い、令和７年３月２４日付けで審査請求人に通知した。

３　上記２の決定において実施機関が掲げた非開示の部分は、「令和６年度狩猟免許試験の問題用紙の問題部分」であり、非開示の理由は、「「令和６年度狩猟免許知識試験問題」情報は、開示することにより一部の受験者が当該試験問題を入手して受験に備える可能性があり、試験問題に入手した受験者のみが有利になり、試験の実施に係る事務に関し、受験者の知識に関する正確な事実の把握が困難になるなど、岡山県が行う当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。」であった。

４　審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第２条の規定により、令和７年４月１５日付けで、実施機関に対して審査請求を行った。

５　実施機関は、条例第１７条の規定により、令和７年６月６日付けで、岡山県行政不服等審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件処分に係る審査請求について諮問した。

第３　審査請求人の主張要旨

１　審査請求の趣旨

「一部開示決定を取り消し、全面開示決定とする。」との裁決を求める。

２　審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している審査請求の理由は、お

おむね次のとおりである。

（１）審査請求書

試験問題の開示は、国民の知る権利や試験に対する信頼性を担保するだけでなく、開示がいわゆる「規制緩和」としての効果を持ち、狩猟業界の活性化や若い世代の人材確保に寄与すると考えられる。ほぼすべての国家試験は開示しており、狩猟免許試験だけ開示できない正当な理由がないのであれば、開示すべきである。

また、実施機関は、過去問を見た受験者と見ていない受験者で不公平が生じること、試験問題の一部しか学習しなくなり、受験者の知識の質の低下を招くおそれがあることを主張するが、試験問題を県ホームページで公開すれば、公平性の問題は解決するし、岡山県猟友会主催の初心者講習では、試験に出るポイントを説明しているため、出題傾向をかなり正確に予想でき、試験問題の一部しか学習しなくても済むようになっており、実施機関の主張に正当性はない。

なお、閉鎖的な試験運用は、猟友会主催の講習会への参加や、大日本猟友会発行の書籍が売れるように誘導しているといった不正疑惑を生み出すおそれもある。

さらに、過去問の公開は、効率的な学習を促すために導入されたものと理解されるべきで、試験問題をインターネットで公開すれば、誰でも手軽に勉強できるようになり、若い世代の人材確保や国民全体の狩猟に関する基礎学力も向上すると考えられる。資格者として習得すべき知識・技能の目安を受験者に示すとともに、試験の透明性・客観性を確保する観点からも、過去の試験問題やその回答は他の国家試験同様に公開すべきである。

（２）反論書

実施機関は、狩猟免許試験は過去の問題を使い回しているため、公開された試験問題以外の内容を学習しなくなり、狩猟者の質の低下を招くと主張しているが、生成ＡＩを活用すれば、過去問の使い回しという制約から逃れられるし、年複数回試験を実施している理容師・美容師国家試験においても試験問題が全部開示されており、年複数回の試験実施は非開示理由にならない。

なお、他のほぼすべての国家試験が、出題した試験問題を公開し、毎年新たな問題を作成・出題しているのは、国家試験の信頼性や国民の利便性を確保するために不可欠だからである。

第４　実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び意見陳述において説明している内容のうち、審査請求の理由に関連するものは、おおむね次のとおりである。

狩猟免許の試験問題が開示されれば、一部の受験者のみが当該試験問題を入手して試験に備える可能性があり、試験問題を見た受験者とそうでない受験者との間で不公平が生じるほか、受験者が過去の問題を知ることになれば、試験問題の内容や出題傾向を推測することが可能になるため、受験者が試験問題の一部分しか学習しなくなり、その結果、狩猟者が本来習得しなければならない適性、知識、技能が十分定着せず、狩猟者の質の低下を招くおそれがある。

また、出題者としては、合格すれば狩猟者になる受験者に対して、ここは押さえて

欲しいと考える問題を厳選して出題するため、試験を年６回実施している現状では、結果的に問題の重複が生じる。

なお、年６回分の試験問題作成には、現状でも多大の労力を払っており、問題を公にすると、問題レベルの平準化ができず、出題ミスのリスクも増加することから、狩猟者の確保という目標に反し、試験実施回数を減らさなければ、適正な事務の遂行に支障が生じるおそれがある。そのため、現在の試験実施方法が、担い手確保と事務効率化の両立につながると考えられることから、総合的に判断して非公開の運用としている。

第５　審査会の判断

１　本件対象公文書について

本件対象公文書は、上記第２の２に掲げる公文書である。

２　本件対象公文書に係る条例の規定について

条例第７条第６号イは、開示請求に対する決定等について次のように定めている。

（公文書の開示義務）

第７条　実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

一～五　略

六　県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は土地開発公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ　監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ～ホ　略

七　略

３　条例第７条第６号イ該当性について

実施機関が条例第７条第６号イに定める非開示事由に該当するとして非開示とした箇所について、審査会においてインカメラ審理により見聞したところ、当該箇所には、令和６年度狩猟免許知識試験の問題等が記載されていた。そして、当該箇所は、開示することにより一部の受験者が当該試験問題を入手して受験に備える可能性が認められ、試験問題を入手した受験者のみが有利になり、試験の実施に係る事務に関し、受験者の知識に関する正確な事実の把握が困難になるなど、岡山県が行う当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであることが認められた。このため、この情報は、条例第７条第６号イに掲げる非開示情報に該当すると認められ、かつ、公益上特に開示する必要があるとの特段の事情も認められないため、一部開示と

した実施機関の判断は妥当である。

なお、審査請求人は試験問題公開の必要性について縷々述べている。試験実施方法の在り方については、当審査会の権限が及ぶものではないが、近年、多くの試験において問題が公開されるなど、試験問題公開への要請は高まっていることから、実施機関におかれては他の都道府県の動向や試験問題公開に対する社会の要請などにも留意されたい。

４　結論

以上により、実施機関が、本件対象公文書を一部開示とした本件処分は妥当であると認められることから、「第１　審査会の結論」のとおり判断した。

第６　審査会の経緯等

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年　月　日	処　理　内　容
令和７年　６　月　６　日	実施機関から諮問を受けた。
令和７年　７　月３０日 （審査会第１回）	事案の審議を行った。
令和７年　９　月３０日 （審査会第２回）	実施機関の意見陳述の聴取を行った。
令和７年１０月３０日 （審査会第３回）	事案の審議を行った。
令和７年１１月２７日 （審査会第４回）	事案の審議を行った。
令和７年１２月１７日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政不服等審査会委員名簿

氏　　名	職　　名	備　　考
会　長 南　川　和　宣	岡山大学大学院 法務研究科教授	第一部会部会長
会長職務代理者 森　　智　幸	弁護士	
荒　井　佐和子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部准教授	第一部会委員
岩　﨑　香　子	弁護士	第一部会委員
伊　藤　　健	岡山大学学術研究院 社会文化科学学域・法学部講師	
豊　田　ひとみ	元日本赤十字社岡山県支部 事務局長	
中　富　公　一	岡山大学名誉教授	
福　田　伸　子	元岡山県職員	第一部会委員

※本件事案については、第一部会において調査審議を行った。